

国が放置してきた優生保護法の被害に対し
最高裁判所に人権の砦として
正義・公平の理念にもとづく判決を求めます

優生保護法（1948～1996）は、国が勝手に「不良」と決めつけた人々の人権を無視し、子どもを生むか生まないか自分で決める自由を奪いました。

さらに優生保護法が社会に深く根付かせた障害のある人への差別や偏見は、いまなお広がっています。津久井やまゆり園殺傷事件をはじめ、次々と起こる精神科病院や入所施設等での虐待事件などの背景には、優生保護法の考え方方が根強く残っています。

優生保護法による強制不妊手術は、日本国憲法のもとでの他に類をみない人権侵害です。
優生保護法による強制不妊手術の実施を認める都道府県優生保護審査会には、裁判官も参加していました。障害等を理由とする強制不妊手術が人権侵害とは気づかないくらい優生思想が蔓延している社会の中で、原告ら被害者は「自分が悪い」と思い込まれ、被害を隠さざるを得ず、心身ともに苦しめられてきました。

すでに地裁や高裁において、優生保護法が違憲であることが認められているにも関わらず、手術から20年経ったことを理由に国の責任が認められない（除斥期間を適用する）ことは、著しく正義・公平の理念に反します。

最高裁におかれましては、司法の果たすべき役割ならびに人権の砦としての立場を深く自覚してください。優生保護法による被害者の尊厳を回復する判決を求めます。

名 前（フルネーム）	住 所（番地までご記入ください）
	都・道 府・県

※オンラインでも同趣旨の署名にとり込んでいます。同じ人が、両方に署名しないようご注意ください。
オンライン署名はこちらから⇒

※この署名のとりくみは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。署名用紙に記入された名前・住所は、最高裁に提出する目的以外に使用することはありません。



【呼びかけ団体】優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（略称：優生連）

HP: <https://sites.google.com/view/yuuseiren/home>

【送付先】いかれかにお送りください

- ・ 〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館 4F きょうされん本部 宛
- ・ 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 5 階 DPI 日本会議 浜島 宛
- ・ 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 8-1-14 兵庫障害者センター内

優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会（略称：歩む兵庫の会） 宛